

改正前	改正後
<p>第1条 治験実施の原則</p> <p>(1) 獨協医科大学病院において実施されるすべての治験は、ヘルシンキ宣言および薬事法第14条3項、第80条の2、並びに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日付け厚生省令第28号)」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令」(平成15年6月12日付け厚生労働省令第172号、平成18年3月31日付け厚生労働省令第72号)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付け厚生労働省令第36号)、平成20年2月29日厚生労働省令第24号および平成20年10月1日発出『「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について』、その他関連通知と本標準業務手順書(以下、本手順書という)を遵守して倫理的、科学的に実施されなければならない。</p> <p>(2) 本標準業務手順書は、医薬品及び医療機器の治験に対して適用され、これらの「製造販売後臨床試験」においては、本手順書中の「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替えて実施する。なお、製造販売後臨床試験においては、GCP並びに「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日付</p>	<p>第1条 治験実施の原則</p> <p>(1) <u>獨協医科大学病院(以下「病院」という)において実施されるすべての治験は厚生省薬務局長通知 薬発874号(平成元年10月2日)の「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」及び厚生省薬務局事務連絡「医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP)マニュアル」(平成2年5月30日付)等の歴史的経緯を踏まえ、厚生省令第28号「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年4月1日施行)、厚生労働省令第36号「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年4月1日施行)、厚生労働省令第171号「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年4月1日施行)、厚生労働省令第38号「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年4月1日施行)及びその関連通知とヘルシンキ宣言に基づき、病院における治験(医薬品・医療機器)が、倫理的な配慮のもとに厳密な科学的計画(プロトコル)に基づいて行われる臨床試験であることを認識し、かつ、被験者の人権と安全を確保する条件のもとで、適正に実施されることを目的とする。</u></p> <p>(2) <u>医療機器の治験および製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験薬」とあるのを「治験機器」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

<p>け厚生労働省令第171号)、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付け厚生労働省令第38号)その他関連通知を遵守する。</p>	
<p>第2条 治験の定義 本手順書において、治験とは、「人を対象として、被験薬の臨床的、薬理学的およびその他の薬力学的効果の検出又は確認、被験薬の副作用の確認、被験薬の安全性および有効性を確認するための被験薬の吸収、分布、代謝および排泄の検討を行う試験で、医薬品の製造(輸入)承認または承認事項の一部変更承認を申請するに際し提出すべき資料の収集を目的とするもの(GCP:用語の定義)」である。</p>	<p>第2条 治験の定義 略</p>
<p>第3条 治験実施における責任 (1) 当院において実施される治験に関する最終的責任は、病院長に属する。 (2) 当院において実施される治験に関する臨床上の責任は、治験責任医師に属する。</p>	<p>第3条 治験実施における責任 (1) 略 (2) 略</p>
<p>第4条 治験実施体制の整備 (1) 病院長は、本手順書第1条に基づいて治験を実施する体制を整えることを目的として、本手順書を始めとする必要な標準業務手順書および文書の様式を定めなければならない。 (2) 病院長は、定められた標準業務手順書に従って必要な組織を整え、所定の人員の配置および任命または指名を行わなければならない。</p>	<p>第4条 治験実施体制の整備 (1) 略 (2) 略</p>

<p>(3) 病院長は、必要な標準業務手順書の制定および改訂にあたっては、その案を治験審査委員会に示し、治験審査委員会の意見を聴取しなければならない。</p> <p>(4) 薬事法その他の治験関連諸法規に従って、必要な標準業務手順書を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①治験総括標準業務手順書 ②治験事務局標準業務手順書 ③治験審査委員会標準業務手順書 ④治験責任医師標準業務手順書 ⑤治験分担医師標準業務手順書 ⑥治験協力者標準業務手順書 ⑦治験薬管理標準業務手順書 ⑧インフォームド・コンセントに関する標準業務手順書 <p>(5) 治験業務を行う者は、それぞれの業務を規定する標準業務手順書を遵守して治験を行わなければならない。</p> <p>(6) 治験実施に際して、前項の標準業務手順書に規定がない場合は、第1条の治験関連法規に従い、病院長の判断によって対処するものとする。</p> <p>第5条 治験実施体制</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 薬事法その他の治験関連諸法規に従って、必要な標準業務手順書を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①治験総括標準業務手順書 ②治験事務局標準業務手順書 ③治験審査委員会標準業務手順書 ④治験責任医師標準業務手順書 ⑤治験分担医師標準業務手順書 ⑥治験協力者標準業務手順書 ⑦治験薬管理標準業務手順書 ⑧インフォームド・コンセントに関する標準業務手順書 <p><u>(5) 共同治験審査委員会で承認を得た多施設共同臨床試験を実施する場合、原則として当院の標準業務手順書に従って治験を実施する。ただし、多施設共同臨床試験の実施に際し、統一された標準業務手順書がある場合にはこの限りではない。</u></p> <p><u>(6) 治験業務を行う者は、それぞれの業務を規定する標準業務手順書を遵守して治験を行わなければならない。</u></p> <p><u>(7) 治験実施に際して、前項の標準業務手順書に規定がない場合は、第1条の治験関連法規に従い、病院長の判断によって対処するものとする。</u></p> <p>第5条 治験の実施体制</p>
--	--

<p>(1) 病院長は、治験を円滑に実施するため、治験事務局を設置する。治験事務局の設置と運営の詳細は、治験事務局標準業務手順書において定める。</p> <p>(2) 病院長は、院内に治験審査委員会を設置する。治験審査委員会の設置と運営の詳細は、治験審査委員会標準業務手順書において定める。</p> <p>(3) 病院長は、治験薬管理者を指名する。治験薬管理者は、治験薬管理標準業務手順書および治験依頼者より提出された治験薬管理業務手順書を遵守して治験薬の管理を行わなければならない。</p> <p>(4) 治験におけるインフォームド・コンセントは、インフォームド・コンセントに関する標準業務手順書を遵守して得られなければならない。</p> <p>(5) 病院長は、治験に関する以下に示す文書の様式を定める。(様式は、統一書式を基本として、GCP上必要な文書を追加する。) 治験に関する文書は、原則としてこの様式に従って作成し、事務局に保管するものとする。</p> <p>[1] 統一書式番号3：治験依頼書</p> <p>[2] 統一書式番号4：治験審査依頼書</p> <p>[3] 統一書式番号5：治験審査結果通知書</p> <p>[4] 統一書式番号参考書式1：治験に関する指示・決定通知書</p> <p>[5] 様式7：治験実施契約書</p> <p>[6] 統一書式番号10：治験に関する変更申請書</p> <p>[7] 統一書式番号6：治験実施計画等修正報告書</p> <p>[8] 統一書式番号12：重篤な有害事象に関する報告書</p> <p>[9] 統一書式番号17：治験終了(中止・中断)報告書</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
--	--

<p>[10] 統一書式番号 18：開発の中止等に関する報告書</p> <p>[11] 統一書式番号 16：安全性情報等に関する報告書</p> <p>[12] 統一書式番号 1：履歴書</p> <p>[13] 統一書式番号 2：治験分担医師・治験協力者リスト</p> <p>[14] 統一書式番号 11：治験実施状況報告書</p> <p>[15] 統一書式番号 7：治験実施計画書からの逸脱（緊急の危険回避の場合を除く）に関する報告書</p> <p>[16] 統一書式番号 8：緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書</p> <p>[17] 統一書式番号 9：緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書</p> <p>[18] 統一書式番号参考書式 2：直接閲覧実施連絡票</p> <p>[19] 様式 17-1：治験実施連絡書（単回投与）</p> <p>[20] 様式 17-2：治験実施連絡書（連続投与）</p> <p>[21] 様式 21-1：被験者負担軽減費申請書</p> <p>[22] 様式 22：予定される治験費用に関する資料</p> <p>[23] 様式 23-1：被験者募集に関する申請書</p> <p>[24] 様式 3：治験薬概要書の要旨</p> <p>[25] 様式 16：治験実施計画書からの逸脱に関する報告書</p> <p>第 6 条 附 則</p> <p>本手順書は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 16 年 5 月 19 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 19 年 3 月 26 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 19 年 7 月 30 日より施行する。</p>	<p>第 6 条 附 則</p> <p>本手順書は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 16 年 5 月 19 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 19 年 3 月 26 日より施行する。</p> <p>本手順書は平成 19 年 7 月 30 日より施行する。</p>
--	---

本手順書は平成21年3月30日より施行する。
本手順書は平成21年7月27日より施行する。
本手順書および制定された他の手順書、文書様式は、原本一式を治験事務局に保管するものとする。

本手順書は平成21年3月30日より施行する。
本手順書は平成21年7月27日より施行する。
本手順書は平成24年4月1日より施行する。
本手順書および制定された他の手順書、文書様式は、原本一式を治験事務局に保管するものとする。